

岩手県藻場保全・創造方針(中間見直しの概要)

令和3年3月策定
令和8年3月改定

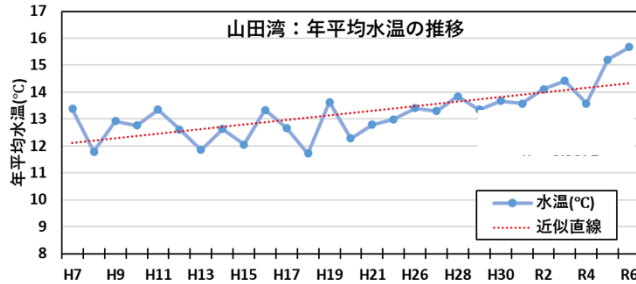
【藻場の保全・創造に向けた対応方針】

○本県において、藻場はウニ・アワビ等の磯根資源や生物の生息場において重要であるが、近年、海水温の上昇に伴うウニ等の活動活発化などにより、藻場面積の減少が続いており、その影響からアワビの成長不良やウニの身入り低下などにより漁獲量が低下している。
○本方針では令和3年度から令和12年度の10年間の計画として、アワビ・ウニ等の水産資源の回復・増大に向け、ハード・ソフト一体となった実効性のある効果的な藻場の保全・創造に関する取組の方向性を示す。

対象海域の概要

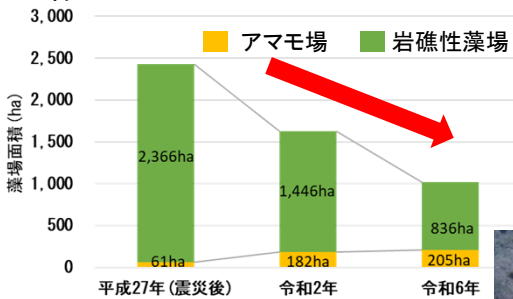
○海水温

・平成7年～令和6年の30年間で、県北部0.92℃、県中部2.55℃、県南部2.60℃の上昇が確認された。



○藻場分布域の変遷

・岩礁性藻場：東日本大震災後(平成27年)の2,366haから836ha(令和6年)に減少
・アマモ場：震災後(平成27年)の61haから205ha(令和6年)に増加



○藻場の衰退要因

- ①キタムラサキウニによる食害
- ②砂等による基質の埋没
- ③海水温の上昇による母藻の生長阻害と枯死

※植食性魚類の動向も今後は留意が必要



藻場の保全・創造に向けた行動計画

○対象種(岩礁性藻場)

- ・県北部海域(洋野町～普代村)：ワカメ、コンブ類
- ・県中部海域(田野畑村～山田町)：ワカメ、コンブ類、ホンダワラ類
- ・県南部海域(大槌町～陸前高田市)：ワカメ、コンブ類、ホンダワラ類、アラメ

○目標

- ・平成27年の面積(約2,300ha)まで回復させることを目標
- ・現状の藻場面積を維持するためにも、海水温が下がらない状況でも海藻のタネ(遊走子)を供給するハード・ソフト一体となった取組を推進する
- ・おおむね5年後に検証を行い、長期的視点で順応的に藻場を管理

○藻場回復の基本方針

・ハード対策とソフト対策の一体的実施で核藻場を造成(STEP1)、これを起点として、主たる沿岸流の下手側に藻場を拡大させる(STEP2)ため、核藻場周辺と下手側の区域においてウニ除去等のソフト対策を行う



○検討・実施体制

- ・検討会：藻場分布状況等を整理し、岩手県藻場保全・創造方針を検証・評価
- ・検討部会：ハード・ソフト対策の活動内容を共有し、個別事業を検証・評価

○モニタリング

- ・県：広域エリアの調査
- ・漁業者：個別地区での調査、維持管理

○計画の評価・検証

- ・おおむね5年ごとに見直しを検討
- ・海域全体及び個別地区における目標達成状況を検証・評価
- ・評価はハード・ソフト対策にフィードバック

